

変更後

社会福祉法人はしうど福祉会

(介護予防・日常生活支援総合事業)

いちがお園第1号通所事業(介護予防通所介護相当)運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人はしうど福祉会が開設する指定通所事業所(以下、「センター」という。)が行う指定通所介護の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの相談員、介護職員及び看護職員(以下、「通所介護員等」という。)が、要支援状態にある高齢者(以下、「要支援者等」という。)に対し、適正な通所介護を提供し、要支援者等の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要支援者等と同居する家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの通所介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、健康チェック、機能訓練、生活指導、入浴、食事及び排泄介助等の介護を要支援者等の意志及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立った介護を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次の通りとおりとする。

- (1) 名称 いちがお園デイサービスセンター
- (2) 所在地 京都府京丹後市丹後町岩木 487 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(特別養護老人ホームいちがお園施設長の兼務とする)
管理者は、センターの通所介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 相談員 2名以上(兼務)
相談員は、要支援者等の日常生活の相談及び指導等に当たると共に通所介護が通所介護計画に沿って行われるように配慮すると共に、自らも通所介護の提供にあたるものとする。

- (3) 介護職員 介護福祉士等 9名以上（兼務）
介護職員は、通所介護の提供にあたるものとする。
- (4) 看護職員 1名以上（兼務）
看護職員は、要支援者等の健康チェックを行うと共に通所介護の補助に当たる。
- (5) 運転手 2名以上
運転手は、要支援者等の送迎に当たる。
- (6) 調理員（特別養護老人ホームいちがお園調理員の兼務とする）
調理は、外部委託するものとする。
- (7) 管理栄養士1名（特別養護老人ホームいちがお園の兼務とする）
管理栄養士は、要支援者の栄養管理に当たるものとする
- (8) 機能訓練指導員 1名（看護職員の兼務とする）
機能訓練指導員は、要支援者等の機能訓練に当たるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～土
- (2) 営業時間 午前8時から午後6時まで

（定員）

第6条 センターが行う通所介護の定員は、次のとおりとする。

- (1) 定員 35名

（通所介護の内容、利用料等）

第7条 通所介護の内容は次の通りとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合によるものとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴
- (4) 給食
- (5) 機能訓練

2 前項の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 食費 1食につき、700円

- (2) その他（日常生活上通常必要なものであって、要支援者等に負担させることが適当と認められるもの）実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、要支援者等又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、京丹後市丹後町・弥栄町・網野町の地域とする。

（サービス利用の当たりの留意事項）

第9条 事業所は、通所介護の提供に当たり、要支援者等に対し、次の留意事項について周知するものとする。

- (1) 機能訓練器具は、機能訓練指導員の指示に従って使用すること。
- (2) 機能訓練中、気分が悪くなった時は、機能訓練指導員に申し出ること。

（緊急時等における対応方法）

第10条 通所介護員等は、通所介護を実施中に要支援者等の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業者は、通所介護提供中に火災、地震及びその他の災害が発生した場合は特別養護老人ホームいちがお園「消防計画」に基づき、要支援者等の安全に万全を期すものとする。又、管理者は職員を同計画に基づく避難誘導・消火の訓練に参加させるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業者は、通所介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 系統機関等が実施する研修会等
- 2 通所介護委員等は、業務上知り得た要支援者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 通所介護員等であった者に業務上知り得た要支援者等又は家族の秘密を保持させるため、通所介護員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を通所介護員等の雇用契約の内容とする。
- 4 身体拘束については、利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合で、更に「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たしたケースに限り実施する。尚、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する主要事項は、社会福祉法人はしうど福祉会と管理者との協議に基づいて定めるとする。
- 6 事業所はサービス提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る支援が完結した日から5年間は保存するものとする。

（事業継続計画）

第14条 事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して通所介護サービスの提供を受けられるよう事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及

び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 15 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(ハラスメント処理)

第 16 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 12 年 5 月 1 日一部改正
平成 13 年 4 月 1 日一部改正
平成 14 年 4 月 1 日一部改正
平成 14 年 5 月 1 日一部改正
平成 15 年 4 月 1 日一部改正
平成 16 年 4 月 1 日一部改正
平成 17 年 4 月 1 日一部改正
平成 17 年 10 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部改正
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 27 年 8 月 1 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
平成 28 年 7 月 1 日 一部改正
平成 29 年 2 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 5 月 1 日 一部改正

令和 3 年 10 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

令和 8 年 1 月 1 日 一部改正